

# 緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 67 2020年2月19日 JR東労組

## JR東労組組織再生に向けて全組合員で 取り組もう！

== 指令第 46 号発出 ==

現在、水戸・東京・八王子地方本部管内において、JR東労組として開催されている会議や職場集会、総対話行動等で脱退策動が行われていると組合員からいくつも中央本部に報告があります。

また、不正の疑いがあり「JR総連総合共済台帳点検」を行っていますが、「返信しなくていい」「不正はない」などの調査活動の妨害ともとれる行為が各機関で行われていることも報告されています。

中央本部は、「新生JR東労組運動宣言」に基づいて組織再生へスタートを切ったばかりの状況であることから、規約に基づき緊急事態の処理として次の通りに行うことを持ち回り執行委員会（2020.2.19）で決定して指令を発出しました。

### 指令第 46 号「水戸・東京・八王子地方本部で発生する緊急事態の処理について」

水戸・東京・八王子地方本部において、

- 1、JR東労組の職場集会等において分裂策動が行われているため、全機関の機関開催、集会、総対話行動を中止とする。
- 2、地本委員会が開催されていないことを踏まえ、支部委員会を中止とする。
- 3、各機関で総合共済に対する調査妨害が行われているため、支部・分会の会計監査を3月末までに地本事務所で実施する。会計監査が行われ支部・分会に不正がないことが確認されるまで、支部・分会会計からの支出を凍結する。
- 4、職場集会や光熱費支払いなどの必要がある場合、各地方本部の本部派遣者に許可を得ること。
- 5、この指令に背き、本部派遣者の許可を得ず無断で職場集会等や会計の支出を行った場合は法的手段を行う。
- 6、それぞれの地方本部内の全機関役員は上記の指令に従い、指令内容を全組合員に周知徹底すること。



**みんなの力で新生JR東労組をつくり出していこう！**

